

全建労発第 6 号
令和 6 年 4 月 9 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進について（要請）
（木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルの策定）


時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省より別紙の通り、建設業労働災害防止協会において策定された「木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアル」について、本会に対して周知依頼がありました。

本マニュアルでは、足場・屋根上・開口部等の作業におけるリスクアセスメントの実施手順や足場の設置が困難な場合の安全対策、また、はしご・脚立等からの墜落防止対策の実施方法等が示されており、本マニュアルに基づく対策の推進により、墜落・転落災害の防止が期待されます。

つきましては、本マニュアルに基づく取組が促進されるよう、貴会会員企業に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

（担当：労働部 菅原）



基安安発 0329 第 3 号
令和 6 年 3 月 29 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進について（要請）
（木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルの策定）

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただいております。御礼申し上げます。

さて、屋根等からの墜落・転落災害防止対策については、「足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアルについて」（平成 26 年 3 月 10 日付け基安安発 0310 第 1 号。以下「旧マニュアル」という。）により周知をお願いしてきたところですが、屋根等からの墜落・転落災害は、建設業における死亡災害の約 3 割を占めており、近年、はしご・脚立からの墜落・転落災害が増加傾向を示すなど、こうした労働災害の防止対策を促進することが重要となっています。

令和 4 年 10 月に公表された「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」では、これら災害を防止するためのマニュアルの策定が提言され、また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和 5 年 6 月 13 日閣議決定。）では、屋根・屋上等の開口部、足場や低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害を防止するためのマニュアルの作成・普及を図ることとされています。

こうした中、今般、建設業労働災害防止協会において「木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアル」が別添 1 のとおり策定されました。

本マニュアルでは、足場・屋根上・開口部等の作業におけるリスクアセスメントの実施手順や足場の設置が困難な場合の安全対策、また、はしご・脚立等からの墜落防止対策の実施方法等が示されており、本マニュアルに基づく対策の推進により、墜落・転落災害の防止が期待されます。

については、本マニュアルについて、旧マニュアルに代わり傘下会員ほか関係者に広く周知いただくとともに、本マニュアルに基づく取組が促進されますよう特段の配慮をお願い申し上げます。

なお、本マニュアルは、下記の厚生労働省ウェブサイトで公表していますので申し添えます。

記

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/content/001234814.pdf>

(QR コード)

